



日耳鼻医会

FAXニュース

平成26年2月13日発行 第211号

平成26年度診療報酬改定速報

中医協は2月12日、2014年度診療報酬改定を田村厚労相に答申した。これについて日本医師会横倉会長は「(医療機関にとって)公平でシンプルな配分」と評価した。以下耳鼻咽喉科関連のものを抜粋して掲載した。

基本診療料 第1部初・再診料

第1節 A000 初診料	270点	→	282点
第2節 A001 再診料	69点	→	72点
A002 外来診療料	70点	→	73点

第1章基本診療料 第2部入院料等

A108 有床診療所入院基本料(1日につき)

1 有床診療所入院基本料 1			
イ 14日以内の期間	771点	→	861点
ロ 15日以上30日以内	601点	→	669点
ハ 31日以上	511点	→	567点
2 有床診療所入院基本料 2			
イ 14日以内の期間	691点	→	770点
ロ 15日以上30日以内	521点	→	578点
ハ 31日以上	471点	→	521点
3 有床診療所入院基本料 3			
イ 14日以内の期間	511点	→	568点
ロ 15日以上30日以内	381点	→	530点
ハ 31日以上	351点	→	500点

A400 短期滞在手術基本料

名称の見直し

短期滞入手術基本料→短期滞入手術等基本料

1 短期滞入手術基本料1(日帰りの場合)2800点	→	短期滞入手術等基本料1(日帰りの場合) 2856点
2 短期滞入手術基本料2(1泊2日) 4822点	→	短期滞入手術等基本料2(1泊2日) 4918点
(生活療養を受ける場合は4794点)		(生活療養を受ける場合は4890点)
3 短期滞入手術基本料3(4泊5日まで) 5703点	→	短期滞入手術等基本料3(4泊5日) 5703点
(生活療養を受ける場合は5633点)		(生活療養を受ける場合は5633点)
イ D237 終夜睡眠ポリグラフィ-1 携帯用装置を使用した場合 16773点		(生活療養を受ける場合は16702点)
ロ D237 終夜睡眠ポリグラフィ-2 多点感圧セン		

サーを有する睡眠評価装置を使用した場合 9383点 (生活療養を受ける場合は9312点)

ハ D237 終夜睡眠ポリグラフィ-3			
1及び2以外の場合	9638点		
(生活療養を受ける場合は9567点)			
ニ D291-2 小児食物アレルギー負荷検査	6130点		
(生活療養を受ける場合は6059点)			

第2章特掲診療料 第1部医学管理等

B001-2 小児科外来診療料(1日につき)

1 保険薬局において調剤を受けるために処方箋を交付する場合			
イ 初診時	560点	→	572点
ロ 再診時	380点	→	383点
2 1以外の場合			
イ 初診時	670点	→	682点
ロ 再診時	490点	→	493点

第3部検査 生化学的検査(II)

D008 8 トリヨードサイロニン(T3)	113点	→	110点
D008 9 甲状腺刺激ホルモン(TSH)	115点	→	112点
D008 10 サイロキシン(T4)	118点	→	114点

耳鼻咽喉科科学的検査

D244~D254 点数の増減無し

内視鏡検査

D296 D298 D299 D300 D301 D302 D305

点数の増減無し

診断穿刺・検体採取料

D406 D406-2 D411 点数の増減無し

第4部画像診断

E200 コンピューター断層撮影(CT撮影 一連につき)

1 CT撮影			
イ 64列以上のマルチスライス型の機器による場合	950点	→	1000点
ニ イ、ロ又はハ以外の場合	600点	→	580点

E202 MRI撮影(一連につき)

1 3テスラ以上の機器による場合	1400点	→	1600点
3 1又は2以外の場合	950点	→	920点

第9部 処置

J000 創傷処置

注の追加 注3 5については6歳未満の乳幼児の場合は、50点を加算する。

J001 熱傷処置

注の追加 注4 4および5においては、6歳未満の乳幼児の場合は、50点を加算する。

J044 救命のための気管内挿管 注の新設 注 6歳未満の乳幼児の場合は、50点を加算する。

第10部 手術

◎新設 K340-4 内視鏡下鼻・副鼻腔手術II型(副鼻腔単洞手術) 10000点

注 自家腸骨片を充填した場合は3150点を加算

K450 唾石摘出術(一連につき) 注の新設

注 2又は3の場合であって内視鏡を用いた場合は1000点を所定点数に加算

K934 副鼻腔手術用内視鏡加算 注の見直し 注 区分番号K350からK352まで、K352-3、K362-2及びK365に掲げる手術に当たって、内視鏡を使用した場合に算定

K934-2 副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器加算 注の見直し 区分番号K340-3からK340-7及びK349からK365までに掲げる手術に当たって副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器を使用した場合に算定

K286 2 外耳道異物除去術複雑 790点→710点

K291 耳介腫瘍摘出術 5320点→4730点

K292 外耳道腫瘍摘出術(外耳道真珠腫手術を含む) 6530点→6330点

K327 内耳窓閉鎖術 24600点→23250点

◎新設 K328-2 埋込型骨導補聴器移植術 8850点

◎新設 K328-3 埋込型骨導補聴器交換術 1840点

K338 2 鼻甲介切除術その他のもの1520点→1820点

K339 粘膜下鼻甲介骨切除術 2590点→2960点

K340 鼻茸摘出術 2180点→1090点

◎新設 K340-3 内視鏡下鼻・副鼻腔手術I型 3600点

◎新設 K340-4 内視鏡下鼻・副鼻腔手術II型 10000点

◎新設 K340-5 内視鏡下鼻・副鼻腔手術III型 24500点

◎新設 K340-6 内視鏡下鼻・副鼻腔手術IV型 31990点

◎新設 K340-7 内視鏡下鼻・副鼻腔手術V型 40000点

K341 上顎同性後鼻孔ホリ-ブ切除術 3020点→1510点

K349 上顎洞開窓術 2600点→1300点

K352-2 鼻内上顎洞根治手術 6660点→3330点

K353 鼻内篩骨洞根治手術 8330点→4170点

K354 篩骨洞根治手術 15560点→7780点

K355 鼻内前頭洞根治手術 9660点→4830点

◎新設 K356-2 鼻外前頭洞手術 16290点

K357 鼻内蝶形洞根治手術 6380点→3190点

K358 上顎洞篩骨洞根治手術 18850点→9430点

K359 前頭洞篩骨洞根治手術 18810点→9410点

K360 篩骨洞蝶形洞根治手術 18810点→9410点

K362 上顎洞篩骨洞前頭洞根治手術 23520点→11760点

K363 前頭洞篩骨洞蝶形洞根治手術 26870点→13440点

K364 汎副鼻腔根治手術 28990点→14500点

K388 喉頭粘膜下異物挿入術 3890点→3630点

K394 1 喉頭悪性腫瘍手術切除 41710点→38800点

以下省略

発行(特)日本耳鼻咽喉科医会

電話03-5524-5230 FAX03-5524-5228

E-mail jimuj@jenti.or.jp